

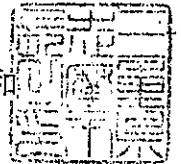


志摩市告示第 34 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内において次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成27年 1 月 15 日

志摩市長 大 口 秀 和



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
1 志摩市磯部町渡鹿野字福浦1、2 の1の地先の堤防敷をはさむ公有 水面 282.49平方メートル	志摩市磯部町渡鹿野字福浦
2 志摩市磯部町渡鹿野字福浦1の 地先の堤防敷をはさむ公有水面 15.64平方メートル	志摩市磯部町渡鹿野字福浦